



平成 22 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 大阪港振興株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松田 正一
(J A S D A Q ・ コード番号 8810)
問 合 せ 先 取締役総務部長 四宮 誠之
T E L (0 6) 6 5 7 1 - 0 8 6 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加・変更するものであります。
- (2) 当社は、会社法第 2 条 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」および「会計監査人」の設置について新たに定めるものであります。
また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間に責任を減免することを可能とする旨の規定を新たに定めるものであり、これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>大阪港を中心とし大阪市産業の振興ならびに経済発展に寄与することを目的とし、次の事業を営む。</u></p> <p>1 <u>港湾の振興ならびに機能増進に資するための臨港土地および施設の経営</u></p> <p>2 <u>遊戯場、浴場、駐車場、飲食店、喫茶店、煙草その他の物品販売業および損害保険代理業ならびに宅地建物取引業の経営</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3 <u>製氷業ならびに冷蔵および倉庫の経営</u></p> <p>4</p> <p>～ (条文省略)</p> <p>7</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1 <u>不動産の取得、売買、賃貸、仲介、斡旋および管理</u></p> <p>2 宅地建物取引業</p> <p>3 <u>駐車場の経営および管理</u></p> <p>4 <u>建物内外の清掃、警備および電気、空調等諸設備の保守・管理・営繕業務</u></p> <p>5 <u>遊戯場、飲食店、喫茶店、煙草その他の物品販売業および損害保険代理業の経営</u></p> <p>6 冷蔵および倉庫の経営</p> <p>7</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>10</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 ～ (条文省略)</p> <p>第28条 第 5 章 監 査 役 (監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社に監査役<u>3</u>名以内を置く。</p> <p>第30条 ～ (条文省略)</p> <p>第31条 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第29条 ～ (現行どおり)</p> <p>第30条 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社に監査役<u>4</u>名以内を置く。</p> <p>第32条 ～ (現行どおり)</p> <p>第33条 <u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>(1) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、更にこの期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設) 第32条 ～ (条文省略)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第39条 ～ (現行どおり)
第33条	第40条
(新 設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第42条 <u>(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>(2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 ～ (条文省略)</p> <p>第<u>36</u>条</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第<u>43</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第<u>44</u>条</p> <p><u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>45</u>条 ～ (現行どおり)</p> <p>第<u>47</u>条</p>